

米子市住生活基本計画（案）及び第2次米子市空家等対策計画（案）に対する意見及び意見に対する市の考え方

番号	計画の種類	意見の概要	案の修正	意見に対する市の考え方
1	米子市住生活基本計画（案）	住生活基本計画の3つの課題のうちの「住宅ストック」と「住宅セーフティネット」は組み合わせて対策を行うことはできないのか。例えば、空き家を健康省エネ住宅やセーフティネット専用住宅に改修し、高齢者や子育て世帯に賃貸物件として貸し出す、市は管理事業者に対して改修費や管理費、家賃補助を行うなど。管理が難しければ、上記改修の条件を付けて、買取再販業者に売却をあっせんし、買取再販業者に改修費の一部を、住宅購入者に購入費の一部を補助するなど検討されてはどうか。	無	既存住宅の健康省エネ住宅等への改修については、国や鳥取県の補助制度があるほか、民間の賃貸住宅や空き家をセーフティネット専用住宅として活用する場合は、国の「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」（改修費補助事業）を利用することができます。また、セーフティネット専用住宅に高齢者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者が入居する場合、要件に合致すれば、本市のセーフティネット住宅家賃補助を受けることができます。これらの補助制度について周知を図っていくほか、良質な住宅ストックの形成、誰もが安心して暮らせる住まいの確保を実現するために、有効な施策を検討してまいります。
2	米子市住生活基本計画（案）・第2次米子市空家等対策計画（案）	現在の空き家・空き地バンクは専任媒介契約が条件だが、一般媒介契約にして複数業者で問題解決にあたるようにすれば、より問題解決に向けての精度が上がるのではないか。	無	米子市空き家・空き地バンクでは、登録希望者と宅建業者が専属専任媒介契約又は専任媒介契約を締結した場合に空き家・空き地バンクに登録することとしています（売買の場合）。登録件数の増加に向けた空き家・空き地バンク制度の改善のため、いただいたご意見等を基に、関係団体と協議をしてまいります。